

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内で製造・加工等が行われている省エネルギー、創エネルギー及び蓄エネルギー関連設備を導入した新築ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）の購入及びZEH等の普及啓発を行う内覧会の開催を促進することにより、地球温暖化対策の推進とともに、県内産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ZEH

ZEHとは以下の要件を全て満たす住宅とする。

- ア 平成28年省エネルギー基準（ η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、平成28年省エネルギー基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率UA値[W/m²K]が0.60以下であること
- イ 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること
- ウ 再生可能エネルギーを導入していること
- エ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること

(2) 山口県産省・創・蓄エネ関連設備

県内企業が製造・加工した設備や、県産の原材料をもとに製造・加工され、県が定める「山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度」に登録された設備とする。

(3) 新築ZEH

新築又は新築建売住宅のZEHとする。

(4) 内覧会

新築ZEHを施主又は購入者に引渡しをする前に一定期間、住宅の購入を検討している者を対象に実施する見学会とする。

(5) 事業の着手

補助対象事業に係る内覧会の開催を指す。

(6) 事業の完了

補助対象事業に係る内覧会の開催を完了し、事業を行った住宅の引渡しを指す。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助の申請ができる者は、県内において、山口県産省・創・蓄エネ関連設備を導入した新築ZEH（自ら居住又は居住する予定の住宅に限る。）を購入する者で、県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がない個人（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業、補助金額及び補助要件は、別表に定めるとおりとする。但し、第8条に定める補助金の交付を可とする通知前に当該事業に着手した場合は、補助の対象としない。

(補助金の申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申込者」という。）

は、別に定める期間内に、別記様式第1号を知事に提出しなければならない。

2 提出された申込数が募集枠を超えた場合は、抽選を実施し、補助金の申請を行うことができる者（以下「当選者」という。）を決定するものとする。

3 申込者すべてに対し補助金の交付が可能な場合は、抽選を行わず、すべての申込者を当選者とする。

4 知事は、第2項及び第3項の規定により当選者を決定したときは、その内容を申込者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 当選者は、規則第3条の規定に基づき、別記様式第2号により、当選した日から起算して30日以内（提出期限の日が県の定める受付窓口団体（以下、「受付機関」という。）の休日に当たるときは、その次の業務日）に知事に提出しなければならない。

2 当選者は、前項の申請を取りやめる場合には、前項に定める期日までに補助金交付辞退書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を可とするときは、当選者に補助金交付額を示すとともに、これに必要な条件を付することができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その決定の内容を当選者に通知するものとする。

(事業着手及び変更等承認の申請)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付を可とする通知を受けた当選者（以下「補助事業実施者」という。）は、速やかに補助金交付申請書に記載した事業に着手しなければならない。

2 補助事業実施者は、規則第8条の規定に基づき、第7条の補助金交付申請書の内容を変更しようとする場合、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ、事業計画変更・中止・廃止承認申請を別記様式第4号により知事に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

(1) 事業の実施場所の変更

(2) その他事業の内容の大幅な変更

(実績報告等)

第10条 補助事業実施者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は内覧会の開催期間の最終日の翌日から起算して10日を経過した日（提出期限の日が受付機関の休日に当たるときは、その次の業務日）のいずれか早い期日までに、規則第11条の規定に基づく補助金の実績報告を別記様式第5号により、知事に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書を別記様式第6号により知事に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(手続代行者)

第12条 補助対象事業者は、第6条第1項に規定する補助金交付申込書の提出について、新築ZEHを販売する者等に対して、これらの事務の手続を代行させることができる。

2 当選者は、第7条第1項に規定する補助金交付申請書、補助金交付辞退書の提出について、新築ZEHを販売する者等に対して、これらの事務の手続を代行させることができる。

3 補助事業実施者は、第9条第2項に規定する事業計画変更・中止・廃止承認申請書、第10条に規定する補助金実績報告書、第11条に規定する補助金支払請求書の提出について、新築ZEHを販売する者等に対して、これらの事務の手続を代行させることができる。

4 前3項の規定により事務の手続を代行する者（以下、「手続代行者」という。）は、誠意を持って手続を実施するものとし、手続の代行を通じて、得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(アンケート調査への回答及び公表)

第13条 補助事業実施者は、県が補助事業の効果を把握するため、別表で定めるアンケート調査に回答しなければならない。

2 知事は、前項の規定により当選者から報告された内容等について、個人が特定されない範囲内で広報に活用することができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業実施者は、規則第18条第1項の規定に基づき、補助事業により取得した新築ZEHの処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請を別記様式第7号により知事に提出し、その承認を得なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）（第13条関係）

補助対象事業	新築ZEHを購入し、内覧会を開催する事業
補助金額	20万円（定額）
補助要件	以下のすべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・山口県産省・創・蓄エネ関連設備を1設備以上導入すること ・補助事業実施者が購入する新築ZEHで内覧会を開催すること ・補助金交付申請時及び事業の完了1年後の住まいに関するアンケート調査に回答すること

別記様式第1号（第6条関係）

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金申込書

年 月 日

山口県知事 様

申込者 郵便番号

住 所

氏 名

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金の交付を受けたいので、山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込内容

建築予定地	
事業実施時期	年 月頃

2 申込者連絡先

電話番号	
Eメール	

3 手続代行者（交付要綱第12条の規定に基づく手続代行者）

所在地			
会社名		担当者名	
電話番号		定休日	
Eメール			

【代行する事務手続】

- ①補助金申込書に関する事
- ②補助金交付申請書に関する事
- ③事業変更（中止・廃止）承認申請書に関する事
- ④実績報告書に関する事
- ⑤補助金支払請求書に関する事

別記様式第2号（第7条関係）

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金の交付を受けたいので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額
200,000円

2 申請者の連絡先 変更有 無

電話番号	
Eメール	

3 手続代行者（交付要綱第12条の規定に基づく手続代行者） 変更有 無

所在地			
会社名		担当者名	
電話番号		定休日	
Eメール			

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書（補助金交付申請書：別紙）
- (2) 内覧会を開催する予定の住宅がZEHであることを証する書面
- (3) 工事請負契約書（売買契約書、注文書等）の写し
- (4) 納税証明書（県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がないことを証するもので、発行後3か月以内の原本または写し）
- (5) 住まいに関するアンケート調査（申請時）の回答書

事業計画書及び収支予算書

フリガナ 氏名		建設予定地	
------------	--	-------	--

1 事業期間

内覧会開催予定日	年	月	日	～	年	月	日	(計	日間)
引渡予定日									

2 ZEHに関する情報

高断熱外皮(U_A) (小数点第2位以下を切捨て) [0.60W/m ² K以下]	W/m ² K
冷房期の平均日射熱取得率(η_A) (小数点第2位以下を切捨て)	
再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー削減率[20%以上]	%
再生可能エネルギーを加えた一次エネルギー削減率[100%以上]	%
省エネ基準地域区分	

3 山口県産省・創・蓄エネ関連設備*

設 備	メーカー	型 式
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備システム		
<input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池		
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用給湯システム		
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用空調システム		
<input type="checkbox"/> 地中熱利用システム		
<input type="checkbox"/> ペレットストーブ		
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)		
<input type="checkbox"/> 断熱材		
<input type="checkbox"/> 断熱サッシ		
<input type="checkbox"/> 高効率給湯機		
<input type="checkbox"/> 温水式床暖房		
<input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム		

4 補助対象経費等

所 要 金 額	円 (うち消費税	円)
県 補 助 金	200,000円	
その他補助金(補助事業名)	円 ()
自 己 負 担 額	円	

※ 欄が不足する場合は「別紙のとおり」とし、別紙(任意)を添付すること

別記様式第3号（第7条関係）

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付辞退書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の当選通知があった補助事業について、下記の理由により辞退したいので、山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により提出します。

記

辞退する理由

別記様式第4号（第9条関係）

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付に係る

事業計画 変更
 中止 承認申請書
 廃止

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
 住 所
 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった
補助事業について、下記のとおり事業計画を 変更 したいので、山口県補助金等交付規
 中止
 廃止
則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更・中止・廃止の理由及び内容

※中止とは、事業の実施を一時的に中断し、一定の中止期間を経過後に再開することをいう
ものであり、最終的に事業が完了しない場合には、補助金を交付することはないこと。
※廃止とは、事業の実施を以後取りやめることをいうものであり、実施済みの事業の所
要経費に対して、補助金を交付することはないこと。

2 添付書類（事業計画等を変更する場合は、次の書類を修正して提出すること）
事業計画書及び収支予算書（補助金交付申請書：別紙）

別記様式第5号（第10条関係）

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金実績報告書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった補助事業について、山口県補助金等交付規則第11条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

1 申請者の連絡先 変更有 無

電 話 番 号	
E メ ー ル	

2 手続代行者（交付要綱第12条の規定に基づく手続代行者） 変更有 無

所 在 地			
会 社 名		担 当 者 名	
電 話 番 号		定 休 日	
E メ ー ル			

添付書類

- (1) 事業実績書及び収支決算書（実績報告書：別紙）
- (2) 住宅の引渡証明書（工事完了報告書又は保証書の写しでも可）
- (3) 山口県産省・創・蓄エネ関連設備の設置状況を示す写真
- (4) 領収書等の写し（補助事業実施者が補助対象事業を実施した住宅に係る経費を支払ったことが証明できるもの）
- (5) 内覧会を開催した住宅がZEHであることを証する書面
- (6) 内覧会開催状況がわかる写真等
- (7) 補助金支払請求書（別記様式第6号）

事業実績書及び収支決算書

フリガナ 氏名		建設地	
------------	--	-----	--

1 事業期間・結果

内覧会開催日	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日)			
引 渡 日	年 月 日			
事業結果※	開 催 日	開 催 時 間	参 加 者 住 所	参 加 組 数

2 ZEHに関する情報

高断熱外皮(U_A) (小数点第2位以下を切捨て) [0.60W/m ² K以下]	W/m ² K
冷房期の平均日射熱取得率(η_A) (小数点第2位以下を切捨て)	
再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー削減率[20%以上]	%
再生可能エネルギーを加えた一次エネルギー削減率[100%以上]	%
省エネ基準地域区分	

3 山口県産省・創・蓄エネ関連設備※

設 備	メーカー	型 式
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備システム		
<input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池		
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用給湯システム		
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用空調システム		
<input type="checkbox"/> 地中熱利用システム		
<input type="checkbox"/> ペレットストーブ		
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)		
<input type="checkbox"/> 断熱材		
<input type="checkbox"/> 断熱サッシ		
<input type="checkbox"/> 高効率給湯機		
<input type="checkbox"/> 温水式床暖房		
<input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム		

4 補助対象経費等

所 要 金 額	円 (うち消費税 円)
県 補 助 金	200,000円
そ の 他 補 助 金 (補助事業名)	円 ()
自 己 負 担 額	円

※ 欄が不足する場合は「別紙のとおり」とし、別紙(任意)を添付すること

別記様式第6号（第11条関係）

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金支払請求書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

下記のとおり補助金の支払を受けたいので、山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

支 払 方 法	精 算 払
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

振 込 先

振 込 銀 行	銀行 金庫 組合	支店（支所） 出張所
口 座 区 分	1 普通預金 2 当座預金	口座番号
口 座 名 義 （カタカナ）		

【手続代行事業者記入欄】

上記のとおり、申請者からの請求書の内容に相違ありません。

年 月 日 事業者名： 担当者名：

【事務局記入欄】

上記のとおり、相違ないことを確認しました。

年 月 日 担当者名：

別記様式第7号（第14条関係）

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金財産処分承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった補助事業について、下記のとおり財産を処分したいので、山口県補助金等交付規則第18条第1項の規定により財産処分の承認を申請します。

記

1 財産処分の方法

売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄
その他（具体的に記入：)

2 財産処分の時期

年 月 日から (年 月 日まで)

3 財産処分の理由

4 財産処分により収益があった場合の金額